

申請時に必要な書類 【郵送（本人が申請される場合）】

① 水道使用に関する交付申請書（様式1） 【必須】

② 本人確認ができる書類の写し 【必須】

運転免許書・健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所記載があるもの）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等

その他で証明できる書類があればご相談ください。

③ 定額小為替 【必須】

1件につき300円の発行手数料がかかります。定額小為替で件数分の金額を同封ください。

※上記の1件とは1年以内となります。また、それぞれ別の証明書を発行する場合もそれぞれ300円が必要となります。（例：令和6年度と令和5年度の収納証明書と給水中止届が必要な場合は3件となります。）また（例：令和6年2月1日～令和7年1月の場合は1件となります。（1年以内のため））

④ 契約者の氏名及び当該住所が記載されている書類の写し【該当する場合必要】

②の本人確認書類が証明書の必要な住所と異なる場合、本人確認書類と併せて、（賃貸借契約書、営業許可書、水道使用量等のお知らせ（検針票）、その他郵送物等）（写し可）で住所の確認を行います。

なお、企業団に届け出ている請求先住所又は、移転先住所と本人確認書類の記載住所が一致している場合、④の追加書類は不要です。

⑤ 返信用封筒 【必須】

返信用封筒へ送付先住所をご記入の上、切手を貼付けたものを必ず同封してください。送付先住所は、原則として以下のいずれかになります。
(水道所在地/企業団に届け出ている請求先住所/相続人の方の住所/代理人の方の住所)

異なる住所が記載されていた場合、送付先住所の確認のため申請者の方へご連絡差し上げます。

※なお原本をお送りされた場合、返送いたしませんのでご了承ください。